

2024年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人 幸齢社会づくり協会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日～2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

取得金額が10万円以上20万円未満の備品を「一括償却資産」とし、取得年度每一括して、3年間の均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

該当ありません。

- ・引当金

該当ありません。

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当ありません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式によっています。

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

該当ありません。

4. 使途等が制約された寄附金等の内訳

該当ありません。

5. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具						
什器備品						
.....						
無形固定資産						
.....						
投資その他の資産						
敷金						
.....						
合計	85,320		42,659	42,661	85,319	42,661

syuuseizumi)

6. 借入金の増減内訳

該当ありません。

7. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に 計上された 金額	内、役員と の取引	内、近親者 及び支配法 人との取引
(活動計算書) ホームページ制作費	290, 840		290, 840
消耗品事務用品費	429, 614		195, 195
会員広報誌制作送料	2, 012, 564		869, 682
図書印刷費	904, 111		711, 483
会員用帽子制作送料	495, 000		495, 000
活動計算書計	4, 132, 129		2, 562, 200
(貸借対照表) (該当ありません)			
貸借対照表計			

8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法

該当ありません。

- 他の事業に係る資産の状況

該当ありません。